

(案)

沖縄県学校給食管理システム用ソフトウェアの
賃貸借及び保守業務契約書

賃貸借契約書（長期継続契約）（案）

沖縄県知事 玉城康裕（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、沖縄県学校給食管理システム用ソフトウェアの賃貸借及び保守業務について、次のとおり契約を締結する。

1 ソフトウェアの提供

(1) 名称及び数量：沖縄県学校給食管理システム用ソフトウェア賃貸借及び保守業務
内訳は別紙1「仕様書 4. 履行場所」のとおり

(2) 据付場所：内訳は別紙1「仕様書 4. 履行場所」のとおり

2 契約金額

| | | |
|--------|-----------------|------------|
| 機器の賃貸料 | (月 額) | 〇〇〇,〇〇〇円 |
| | (うち消費税及び地方消費税額) | 〇〇,〇〇〇円 |
| | (契約金額) | 〇,〇〇〇,〇〇〇円 |
| | (うち消費税及び地方消費税額) | 〇〇〇,〇〇〇円 |

3 契約保証金

契約保証金として契約金額の100分の10を乗じて得た額を納付しなければならない。

ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の規定に該当する場合は、この限りではない。

4 契約期間：令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

（「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約）

契 約 条 項

第1章 総 則

(契約の趣旨)

第1条 甲に対するソフトウェア等の賃貸借に関する契約の内容については、仕様書及びこの契約条項による。

1 乙は、この契約に基づく債務を履行するものとする。

第2章 ソフトウェア等の提供

(ソフトウェアの定義)

第2条 この契約でソフトウェアとは、甲が、著作権等適法な権原を有する者との間でソフトウェアの使用許諾契約を締結することを前提に、乙から提供されるものをいい、記録媒体、パッケージ、取扱説明書等を含む。

(ソフトウェア等の引渡)

第3条 乙は、賃貸借物件の納入を完了したときは、速やかに、甲に報告しなければならない。

2 甲は、令和7年3月15日までに据付場所においてソフトウェア等の受入準備を完了する。

3 ソフトウェア等の納入、調整等に要する費用は、乙の負担とする。

4 甲は、第1項の規定により報告を受けたときは、速やかに検査を行い、検査に合格したときはその旨を乙に通知するものとする。

5 乙は、第4項の検査に合格しないときは、直ちにこれを補修して甲の検査を受けなければならない。この場合において、補修の完了後に前4項の規定を適用する。

6 乙は、検査に合格したときは、速やかに甲に納入完了報告書を提出するものとし、当該完了報告書をもって賃貸借物件納入の完了とみなすものとする。

(乙の所有権表示)

第4条 乙は、賃貸借物件に乙の所有に属する旨の表示を行う。

2 甲は、前項の表示を汚染したり、取外してはならない。

(ソフトウェアの複製等)

第5条 甲は、第2条のソフトウェア使用許諾契約において認められている場合以外は、ソフトウェアの複製・改変を一切できない。

(ソフトウェアの維持管理及び保守等)

第6条 乙は、ソフトウェアが正常に動作するよう、乙の負担において、所定の保守を行う。(仕様書

「7. 運用保守」参照。) ただし、甲の故意若しくは過失によって修理又は調整の必要が生じたときは、それらの修理費及び調整費を甲が負担する。

- 2 乙は、ソフトウェア等が故障した場合には、甲の要請に基づき技術員を派遣して故障の修理等のソフトウェアの保守を実施する。また、乙は、故障修理時に必要と認めた場合には、ソフトウェア等の点検と調整を併せて実施するものとする。

第3章 共通事項

(譲渡又は転貸の禁止)

第7条 甲は、ソフトウェアのライセンスを第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(権利の譲渡の禁止)

第8条 乙は、本契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りではない。

- 2 乙は、前項ただし書に基づき甲に承諾を求める場合は、譲渡の理由、譲渡の内容、そこに含まれる情報、譲渡先等を文書で提出しなければならない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、本業務の一部又は全部の実施を第三者（以下「再受託者」という。）に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときはこの限りではない。

- 2 乙は、前項ただし書により甲に承諾を求める場合は、再委託先、再委託の内容、再委託の理由、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を文書で提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項ただし書により再委託する場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、甲に対してすべての責任を負うものとする。
- 4 乙は、第1項ただし書により再委託する場合には、再受託者に対し、本契約で定めた事項を遵守させ、秘密保持誓約書を提出させなければならない。
- 5 乙は、前項により再受託者から提出された秘密保持誓約書を甲に提出しなければならない。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、本業務を遂行するにあたり、沖縄県情報セキュリティポリシーの内容を遵守するとともに、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(立入権及び秘密保持)

第11条 乙は、乙及び乙が業務を委託した保守会社等の従業員を、ソフトウェア等の納入、管理又は保守等の為、当該物件の据付場所に立入らせることができる。この場合、乙、及び保守会社等は、当該従業員に必ず身分証明書を携行させる。

2 乙は、前項の立入に際して知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏洩してはならない。

(使用開始日の延期等)

第12条 乙は、使用開始日までにこのソフトウェア等を納入することができないときは、速やかにその理由、遅延日数等を届出なければならない。

2 乙は、前項の届出をしたときは、甲に対して使用開始日の延期を申し出ることができる。この場合において、甲は、その理由が乙の責に帰することができないものであるときは、相当と認める日数の延長を認めることがある。

(遅延損害金)

第13条 乙の責に帰すべき理由により使用開始日までにこの物件を納入することができない場合において、使用開始日後相当の期間内にこの物件を納入する見込みのあるときは、甲は、乙から遅延損害金を徴収して使用開始日を延期することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、使用開始日の翌日から納入した日までの日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）に定める割合（年当りの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

3 前2項の規定は、甲に生じた実際の損害額が第2項に規定する遅延違約金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

4 第2項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数は算入しない。

(月額料金)

第14条 機器の賃貸料（以下「月額料金」という。）は頭書記載の金額とする。ただし、契約期間に1カ月未満の端数が生じた場合は、当該月の暦日数を分母とする日割計算により算出する。

(消費税及び地方消費税)

第15条 消費税額及び地方消費税額（以下「消費税額等」という。）は、前条に定める月額料金並びにこの契約に基づき甲が乙に支払うべき費用の金額に対し、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出する。

2 消費税額等の算出に際して、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

(月額料金の請求及び支払)

第16条 乙は、月額料金及び消費税額等について、使用月の翌月初めに請求を行い、甲は、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に、乙に支払う。

2 甲が自己の責に帰する事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、乙は、その請求金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

る。

(技術指導等)

第17条 ソフトウェア等の使用に際し、甲が必要とする技術指導等に要する費用は、乙の負担とする。

(善良なる管理者の注意)

第18条 甲は、この物件を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 甲は、この物件を本来の用法によって使用し、かつ、甲の通常業務の範囲内で使用するものとする。

(瑕疵担保責任)

第19条 契約目的物に瑕疵があるときは、甲は、乙に対して相当の期限を定めてその瑕疵の補正を請求し、又は補正に代え若しくは補正とともに損害賠償を請求することができる。

2 前項の規定による瑕疵の補正又は損害賠償の請求は、引渡しを受けた日から1年以内に、これを行わなければならない。

(通知義務)

第20条 次の場合、甲は、遅滞なく乙に通知しなければならない。

(1) ソフトウェア等につき、乙の権利を侵害するような事態が発生したとき、又はそのおそれがあるとき

(2) ソフトウェア等につき、盗難、滅失、毀損等の事故が発生したとき

(予算の減額等による契約変更等)

第21条 本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、甲は本契約を変更又は解除することができる。

2 甲は、前項の場合には、本契約を変更又は解除しようとする2ヶ月前までに、乙に通知しなければならない。

3 第1項の定めにより本契約の変更又は解除しようとする場合における必要な事項については、甲乙協議の上決定する。

(契約解除)

第22条 甲は、前条の定めによらず、乙に次の各号に掲げる事由の一が生じたときには、何らの催告なく直ちに本契約を解除することができる。

(1) 重大な過失若しくは背信行為があったとき。

(2) 仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別生産開始の申し立てを受けたとき。

(3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(4) 公租公課の滞納処分を受けたとき。

2 甲又は乙は、相手方の債務不履行が催告後1ヶ月を過ぎても是正されないときは、本契約を解除す

ることができる。

3 乙は、前2項の定めによる本契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその損害を請求できないものとする。

(損害賠償)

第23条 甲は、乙の本業務の結果に関し、乙に対し乙の責に帰すべき事由により直接の結果として現実に被った通常の損害（補正しないことによる損害を含む）に限り、損害賠償請求をすることができる。

2 乙は、甲の故意又は過失によって、この物件に盗難、滅失、毀損等の事故が発生し、損害を受けた場合、甲に対してその賠償を請求することができる。

(乙が反社会的勢力であった場合の甲の解除権)

第24条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不平等な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(不当介入に関する通報・報告)

第25条 乙は、本契約に関して、自ら又は委託先の保守会社等の従業員が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は委託先の保守会社等の従業員をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(合意管轄裁判所)

第26条 本契約に係る訴訟は、甲の本庁所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

(協 議)

第27条 乙はこの契約条項のほか、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）を守るものとし、この契約に定めない事項又はこの契約の履行について疑義を生じた場合は、甲乙間で協議するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事

玉 城 康 裕

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を

契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)については自ら行うものとし、第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)に委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託の相手方の監督方法(監督責任者の氏名を含む。)

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない

い。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第 12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

第 13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

第 14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合(おそれがあるものを含む。次項において同じ。)、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

第 15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

第 16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

(注) 1 「甲」は委託者（沖縄県）、「乙」は受託者をいう。

2 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項を削除するものとする。